



3.食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けておられる方については、施設サービス・短期入所（ショートステイ）にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担が軽減されます。

※デイサービスや、有料老人ホーム、グループホームは対象外です。

対象者		利用者負担 日額上限			
利用者負担段階区分		食費	居住費（滞在費）		
第1段階	①生活保護等受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	300円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型個室の多床室	490円	
			従来型個室	特養	320円
				老健等	490円
			多床室（特養・老健等）	0円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額（※）の合計額が80万円以下の方	390円	ユニット型個室	820円	
			ユニット型個室の多床室	490円	
			従来型個室	特養	420円
				老健等	490円
			多床室（特養・老健等）	370円	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記の「利用者負担第1および第2段階」以外の方	650円	ユニット型個室	1,310円	
			ユニット型個室の多床室	1,310円	
			従来型個室	特養	820円
				老健等	1,310円
			多床室（特養・老健等）	370円	
第4段階	上記の第1～第3段階以外の方	施設との契約額を支払うことになります。			

【参考】 国の示した基準費用額 ③上記軽減の適用は、契約時に右記金額以下であることが前提です。	1,392円	ユニット型個室	2,006円	
		ユニット型個室の多床室	1,668円	
		従来型個室	特養	1,171円
			老健等	1,668円
		多床室	特養	855円
老健等	377円			

ユニット型個室	少人数ごとに共同リビングがある個室
ユニット型個室の多床室	少人数ごとに共同リビングがあり、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえをした多床室
従来型個室	共同リビングがない個室

- 世帯分離していても配偶者の所得が勘案されます。また、預貯金等についても勘案され、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが要件になります。
 - 負担軽減の認定を受けた方には、利用される居室等におけるその方の負担限度額を記載した「介護保険負担限度額認定証」を交付します。サービスを利用される場合は、「被保険者証」「負担割合証」と共に、「負担限度額認定証」の提示が必要です。
 - ④「負担限度額認定証」を提示できなかった場合についての取扱いは、区役所・北須磨支所の介護医療係にお問合せください。
 - 利用者のご負担は、食費・居住費（滞在費）以外に、サービス費用の1割（または2・3割）や日常生活費等があります。（P34参照）
 - 世帯のどなたかが市民税課税でも、高齢夫婦等の世帯であって、一方の方が施設に入所して食費・居住費を自己負担する結果、在宅の配偶者等の生計が困難になる場合は、一定の条件を満たせば、自己負担が「利用者負担第3段階」に準じて軽減される特例措置があります。
 - 本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方にも軽減制度があります。
- ※非課税年金についても勘案されます。第2・3段階は、その他の合計所得金額⑤と年金収入額（遺族年金及び障害年金といった非課税年金収入額を含む）の合計額で判定されます。

⑤「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（P8参照）から公的年金等にかかる雑所得を除いた額

P4

介護保険のしくみ

P6

加入者と保険証

P8

保険料のしくみ

P13

介護保険によるサービスの利用

P41

介護保険以外のサービス

P42

介護保険サービスの利用にあたって

P43

相談窓口

